

藤沢市保育所条例の一部改正について  
 藤沢市保育所条例の一部を次のように改正する。

2026年（令和8年）2月12日提出

藤沢市長

鈴木 恒 夫

藤沢市保育所条例の一部を改正する条例

藤沢市保育所条例（平成27年藤沢市条例第48号）の一部を次のように改正する。

第10条を第11条とし、第9条の次に次の1条を加える。

（乳児等通園支援事業）

第10条 市は、別表第1に掲げる保育所のうち規則で定める保育所において、児童福祉法第6条の3第23項に規定する乳児等通園支援事業を行う。

2 乳児等通園支援事業を利用した乳児又は幼児の保護者は、別表第6に定める利用者負担額を納付しなければならない。

別表第5の次に次の1表を加える。

別表第6（第10条関係）

乳児又は幼児の属する世帯の区分		金額（1時間につき）
A階層	生活保護法による被保護世帯	0円
B階層	市町村民税所得割合算額が77,101円未満の世帯、要保護児童対策地域協議会に登録された要支援児童及び要保護児童のいる世帯又は乳児又は幼児及び保護者の心身の状況及び養育環境等を踏まえ、特に支援が必要であると認めた世帯	100円
C階層	A階層又はB階層に属する世帯以外の世帯	300円

備考

- 1 この表において「市町村民税所得割合算額」とは、別表第2備考に規定する市町村民税所得割合算額をいう。
- 2 この表において「要保護児童対策地域協議会」とは、児童福祉法第25条の2第1項に規定する要保護児童対策地域協議会をいう。
- 3 この表において「要支援児童」とは、児童福祉法第6条の3第5項に規定する要支援児童をいう。
- 4 この表において「要保護児童」とは、児童福祉法第25条の2第1項に規定する要保護児童をいう。

#### 附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

#### 提案理由

この条例を提出したのは、市立保育所において乳児等通園支援事業を実施することに伴い、当該事業の利用者負担額を規定するため、所要の改正をする必要による。